

## 事業概略書

事業名	保健所及び市町村における精神障害者支援に関する全国調査
事業目的	「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（以下、「指針」という）が告示され、入院中心の精神科医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神科医療への改革の実現について、国や地方公共団体（精神保健福祉センターや保健所及び市区町村）が担うべき役割も示された。このため本調査では、行政における地域精神保健福祉活動の実態及び課題を把握するとともに、指針を踏まえ「保健所及び市区町村における精神保健福祉業務運営要領」改訂に向けた基礎資料を作成することを目的とする。
事業概要	<p>保健所及び市町村における精神障害者支援に関する全国調査を目的とする検討委員会を組織して、先行研究のレビュー及び精神保健医療福祉の既存データの収集と解析、関係機関のヒアリングの情報を共有する。次に、検討委員会における検討を踏まえてアンケート調査の設計を行う。そのために、数か所のプリテストを先に実施する。また、地域で精神障害者の生活支援に取り組んでいる先進事例を発掘するために、全国の精神保健福祉センターや保健所及び全国精神保健福祉相談員会の協力も得ながら、情報の収集と先進事例の発掘及び現地調査を行う。</p> <p>予定する事業は次の3点が主要なものである。</p> <p>（1）保健所及び市町村における精神障害者支援の実態（退院に向けた支援・地域生活支援・移送の実態、保健所が市町村に期待する役割等）に関する全国調査を実施する。</p> <p>（2）全国で10か所程度の好事例（ベストプラクティス）を選定する。</p> <p>（3）今後の精神保健福祉施策に関わる有益な基礎資料を得る。</p>
事業実施結果及び効果	<p>（1）全国的な保健所と市町村業務の実態が明らかにされ、施策の有益な基礎資料を得ることができた。</p> <p>（2）とりわけ、先進的な取り組みや好支援の事例が発掘され、精神障害者支援の今後の在り方に大きく寄与することが期待できると考える。</p> <p>（3）これにより、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（平成12年3月31日障第251号）の改定についても有益な基礎資料を得ることができた。</p>
事業主体	<p>〒108-8554</p> <p>東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館内</p> <p>公益社団法人日本精神保健福祉連盟</p> <p>TEL 03-5232-3308 E-MAIL <a href="mailto:f-renmei@nisseikyo.or.jp">f-renmei@nisseikyo.or.jp</a></p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。